



**あやせ**  
**都市マスタープラン**  
**概要版**



**令和3年3月改定**  
**綾瀬市**

## 【あやせ都市マスタープランとは】

### ＜目的と改定の背景＞

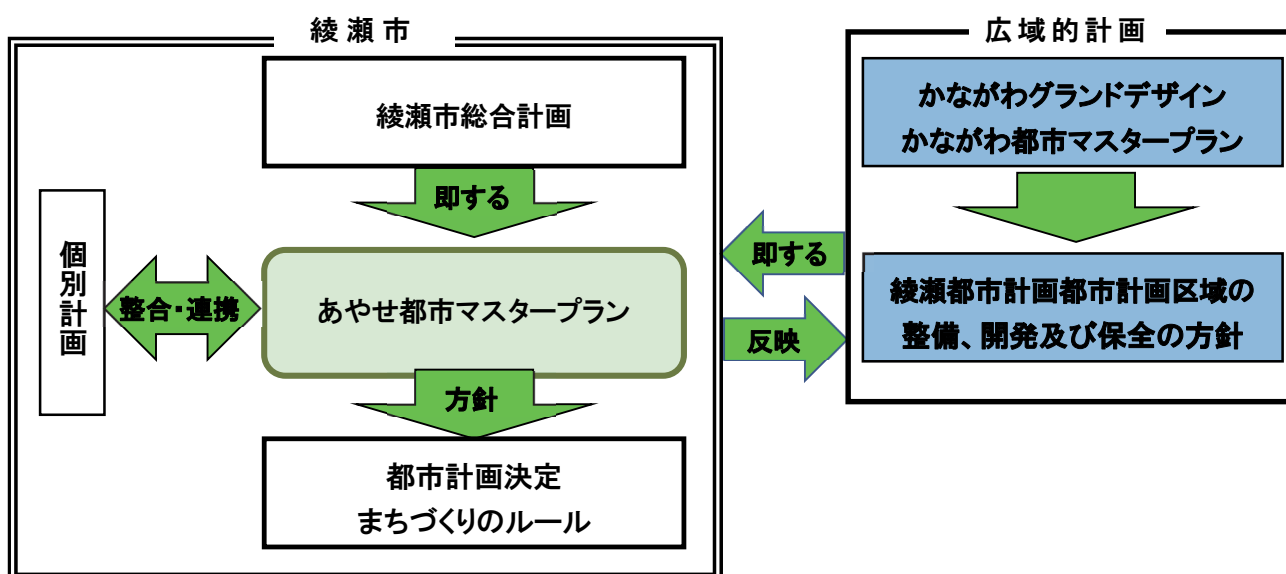
本市の将来像と都市整備の目標を明確化し、市民の理解と参加のもとにまちづくりを進めるため、平成 13 年にあやせ都市マスタープランを策定し、平成 22 年に改定を行いつつ、都市づくりを進めてきました。

近年、都市計画に関連する法令改正、人口減少、少子高齢化の進行や経済の不透明感、地球温暖化がもたらす異常気象、自然災害等、全国規模で社会情勢等が変化しています。

本市においては、にぎわいと交流の拠点となる中心核形成に向けた深谷中央特定土地区画整理事業が完了したほか、市の新たな玄関口となる綾瀬スマートインターチェンジの開通等、都市づくりを取り巻く環境も変化しています。

そこで、これらの変化に弾力的に対応し、実効性のある計画とするため、都市マスタープランを改定しました。

### ＜位置付け＞



### ＜目標年次＞

あやせ都市マスタープランに基づく取組みの実現とその効果の発現には長い期間を要します。そのため、本計画の目標年次は概ね 20 年先を展望し、令和 22 年（2040 年）を目標年次とします。

あやせ都市マスタープランの目標年次

令和 22 年（2040 年）

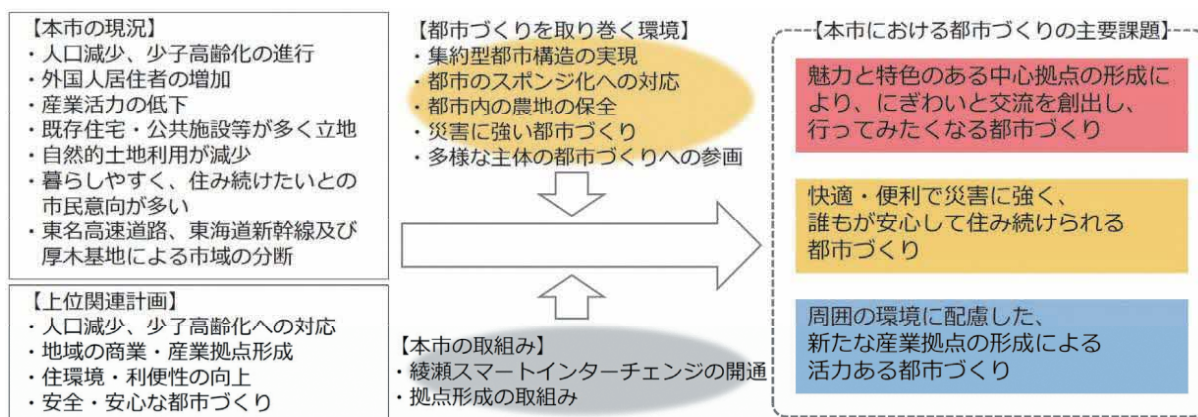
### ＜役割＞

あやせ都市マスタープランは、本市のまちづくりを進める上で大きな役割を担っています。

- ◇ 都市全体や地域の将来像を明らかにし、まちづくりの進むべき目標を明示します。
- ◇ まちづくりの課題に応じて規制、誘導、事業という総合的な整備方針を示します。
- ◇ 都市計画の基本的な方向を示すとともに、個別の詳細計画相互間の調整を行います。
- ◇ 市民のまちづくりに対する理解と参加を積極的に推進し、都市の将来像を実現します。

## 【綾瀬市におけるまちづくりの現況と課題】

本計画においては、現行計画に基づく取組みを引き継ぎつつ、社会経済情勢を踏まえ、本市の将来を見据えたまちづくりの主要課題を設定します。



## 【全体構想】

### <将来都市像>

本市の将来都市像は綾瀬市総合計画で示す『緑と文化が薫る ふれあいのまち あやせ』です。あやせ都市マスタープランでは、この将来都市像の実現に向けた取組みを位置付けます。今後は、人口減少や人口の年齢構成の変化による影響を軽減しつつ、より魅力的で質の高い生活を送ることができる、持続可能なまちづくりを目指します。

将来都市像  
**緑と文化が薫る ふれあいのまち あやせ**

### <まちづくりの目標>

まちづくりの目標  
**活力と魅力に満ちた綾瀬**

キーワード	内容
活力	広域アクセス性を活かした産業拠点の形成 ⇒産業活動の場として選ばれる
魅力	にぎわいと交流を生む商業拠点の形成 うるおいと憩い、暮らしやすさ、防犯・防災を兼ね備え利便性の高い住環境の維持、向上 ⇒住み続けたいまちとして選ばれる

## 〈将来都市構造〉

本市のまちづくりは、各拠点を中心に集約化を進めるとともに、各拠点を結ぶ公共交通ネットワークを再構築することで、持続可能な都市を目指します。

### 中心拠点



市中心部において「都市と農」が共存する点を本市の特徴として捉え、商業・保健福祉機能の強化、憩い・交流の場の整備により、その快適性・利便性を更に伸ばし、綾瀬らしい中心核の形成を図ります。

### 生活拠点



北部、南部及び西部の既存商業地は、良好な住環境の整備を図り、地域のコミュニティの場として、機能の充実を図ります。

### 新産業拠点



広域アクセス性を活かした新たな産業拠点の形成を図ります。

### 産業・交通拠点



綾瀬スマートインターチェンジ周辺は、市の新たな玄関口にふさわしい土地利用誘導を行う産業・交通拠点とします。

### 産業拠点（工業・農業）



産業の活性化が図られるよう、生産環境の改善・拡大による活性化を図るとともに、研究開発機能の導入等による、付加価値の高い新たな産業拠点を創出します。

・「工業拠点」は、既に工業が集積している深谷地区、早川地区、小園地区、吉岡地区及び吉岡西部地区に配置し、生産環境の改善を図ります。



・「農業拠点」は、良好な集約農地となっている早川地区及び吉岡地区に配置し、農地の保全と都市農業の再生を図ります。

### 国土軸



国の基幹的な交通機能を担う東名高速道路と武相幹線を“国土軸”とし、本市と県内外の他都市との連携機能の充実を目指します。

### 広域軸



(都) 寺尾上土棚線、(都) 横浜伊勢原線、県道 40 号 (横浜厚木) 及び県道 45 号 (丸子中山茅ヶ崎) を“広域軸”とし、県内他都市との連携機能の充実を目指します。

### 都市軸



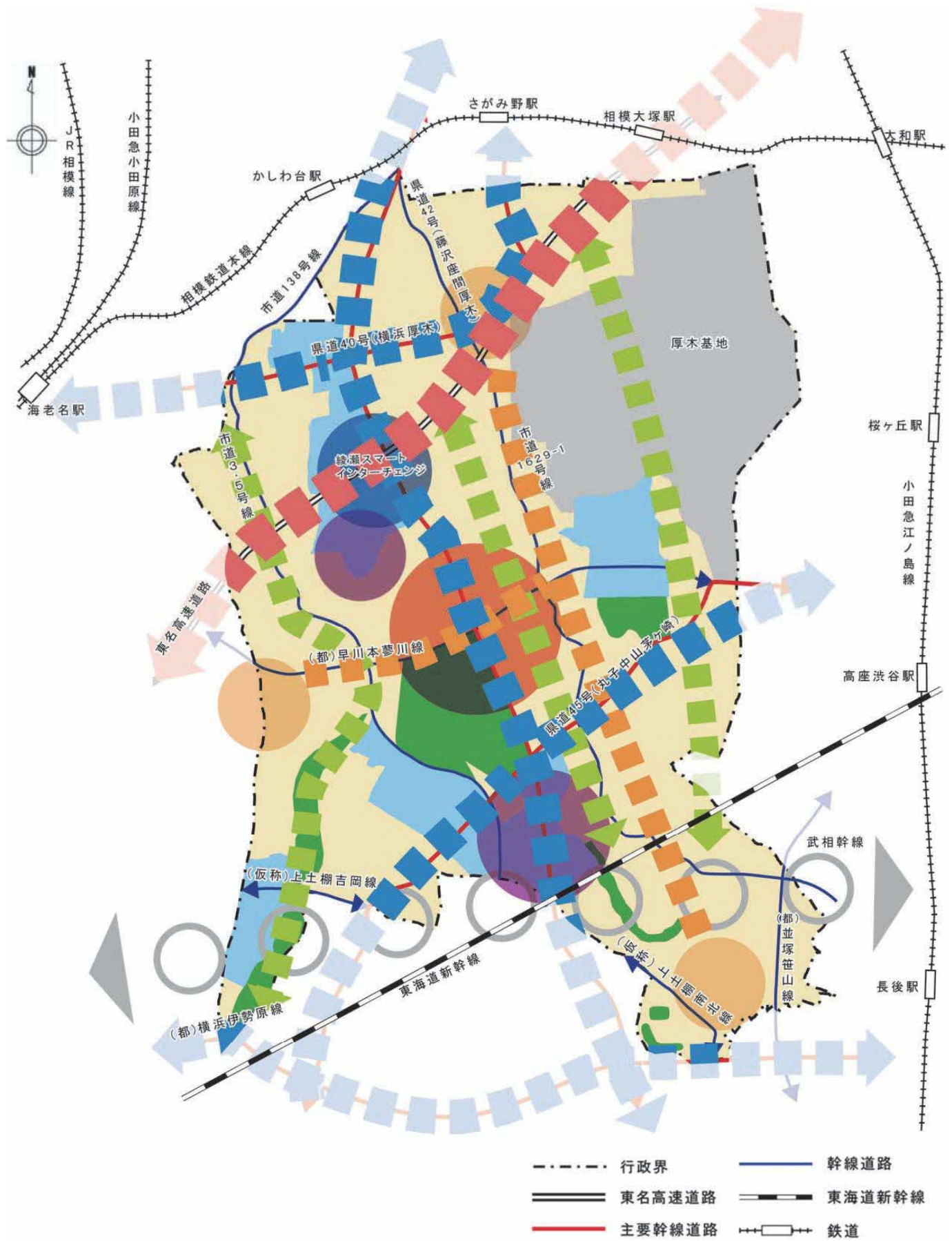
中心拠点と生活拠点とを結ぶ(都) 早川本蓼川線及び市道 1629-1 号線等を“都市軸”とし、市内における各拠点との連携機能の充実を目指します。

### 水と緑の軸



目久尻川、比留川、蓼川及び 3 河川周辺に多く残されている緑を“水と緑の軸”とし、うるおいのある市域の形成を目指します。

<将来都市構造図>





## ＜拠点の整備方針＞

綾瀬スマートインターチェンジの開通による連絡機能の拡充を踏まえ、新たな拠点整備の考え方を位置付けます。

### ◇ 中心拠点

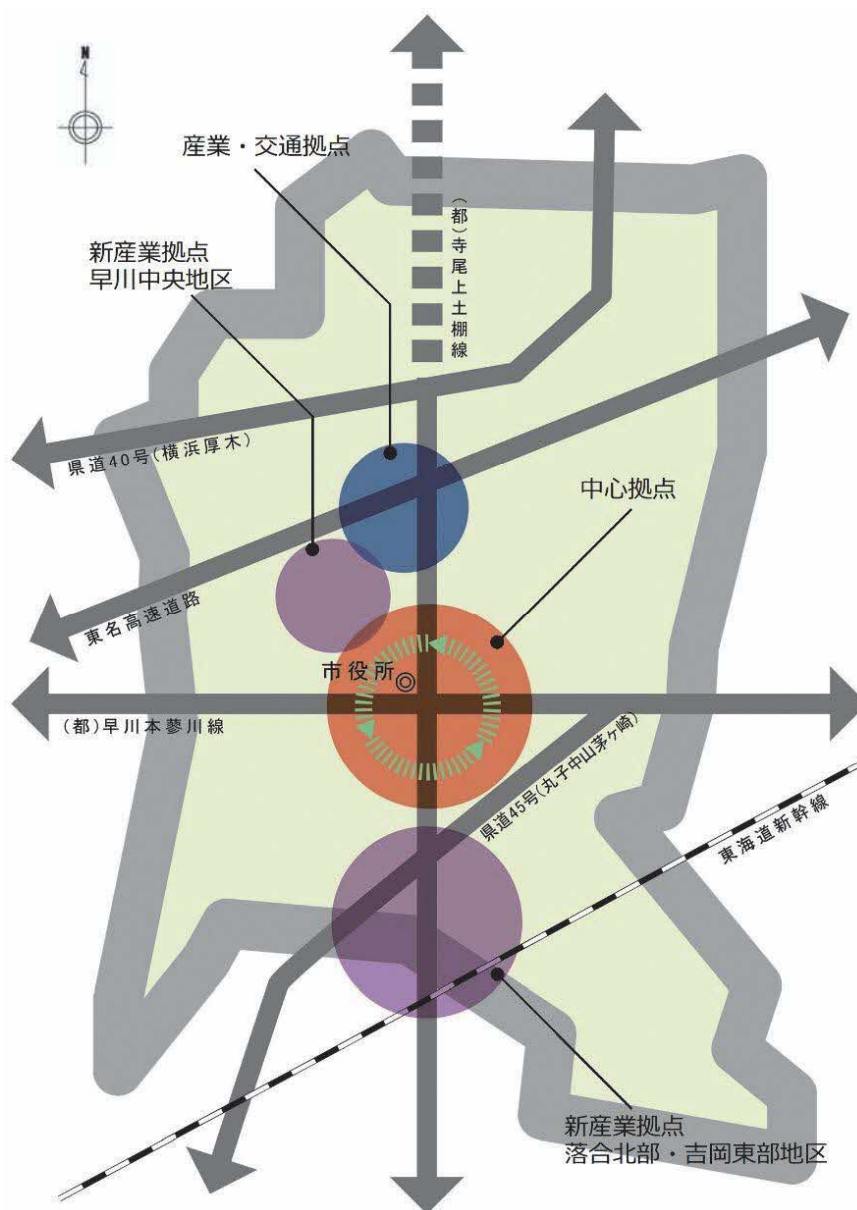
- ・西側の優良農地の田園景観との調和を図り、特色ある中心商業地を形成するとともに、バリアフリー化に配慮した各種施設と公園・緑地をつなぐ歩道等の整備により、回遊性の向上を図ります。
- ・若い世代も集える施設や機能の更なる充実と、道の駅の整備、消防庁舎跡地の利活用を含めた中心市街地の再構築に向けた検討や、(都)寺尾上土棚線西側農用地を含めた「都市と農の共存」による綾瀬らしい中心核の形成を進めます。
- ・(都)寺尾上土棚線沿道及びその周辺は、本市のシンボルロードとして景観形成重点地区に指定し、景観計画に基づく良好な景観形成を図るとともに、電線類地中化を促進します。

### ◇ 新産業拠点

- ・(都)寺尾上土棚線に隣接する優位性と、綾瀬スマートインターチェンジへのアクセスを活かし、質の高い企業による生産、流通、研究施設等の新たな産業拠点の形成を図ります。
- ・面的な都市基盤整備の実施と地区計画によるまちづくりのルールを定め、周辺の住宅地環境に配慮しながら計画的な市街地形成を図ります。

### ◇ 産業・交通拠点

- ・綾瀬スマートインターチェンジを基点として人や企業が訪れる本市の新たな玄関口となる地域です。
- ・地区計画により玄関口にふさわしい土地利用・建物利用を誘導しつつ、景観計画に基づいて良好な景観形成を図ります。また、支線バス・幹線バス・高速バスの利便性をより高めるための検討を進めます。



拠点形成位置図

## ＜土地利用の基本方針＞

### ◇ 住居系土地利用

- ・中心拠点及びその周辺の住宅地は、中高層・低層の住宅地を中心とした土地利用を図ります。
- ・その他の住宅地は、地域特性に応じて住宅系土地利用を誘導します。
- ・厚木基地に係る移転補償事業により発生した上土棚地区の空き地については、上土棚地区全体のまちづくりの課題として対応を検討します。

### ◇ 商業・業務系土地利用

- ・中心拠点は、利便性が高く、魅力と特色のある商業・業務系土地利用を誘導します。
- ・生活拠点は、店舗や生活サービス施設の更新・立地を促進し、市民の交流の場を形成します。
- ・主要な幹線道路沿道は、沿道型の店舗や沿道サービス施設等を誘導します。

### ◇ 工業・業務系土地利用

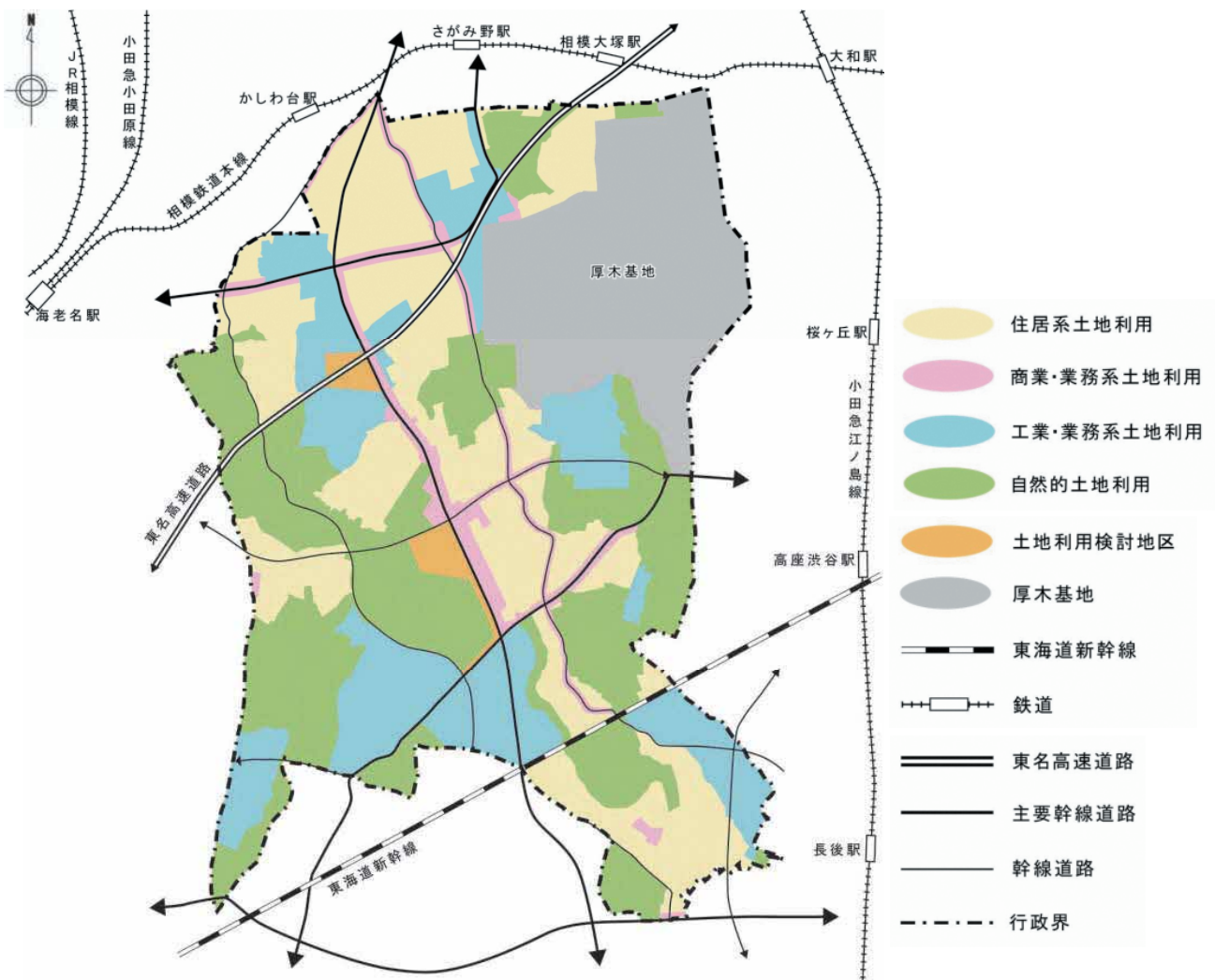
- ・新産業拠点は、周辺環境に配慮しつつ、計画的な工業・業務系土地利用を図ります。
- ・深谷地区、早川地区、小園地区及び吉岡地区は、土地利用の維持を図ります。
- ・住工混在が見られる地域は、良好な居住環境及び生産環境の形成を図ります。

### ◇ 土地利用検討地区

- ・中心拠点は、農地環境・農地景観を保全しつつ、憩い・交流の場の形成を検討します。
- ・綾瀬スマートインターチェンジ周辺は、新たな玄関口にふさわしい土地利用を検討します。

### ◇ 自然的土地利用

- ・中心拠点に隣接する農地は、生産環境を保全しつつ、更なる活用を検討します。
- ・その他の農地は、環境に悪影響を及ぼす土地利用を抑制します。
- ・既存住宅地は、コミュニティを維持しつつ、周辺の土地利用と調和した住環境を保全します。
- ・比留川、目久尻川流域の水田は、可能な限り水田としての利用継続を促進します。
- ・3つの河川周辺等の緑地は、河川と一体的にその保全を図ります。



土地利用方針図

## ＜市街地整備の方針＞

### ◇ 住宅地

- ・管理不全な空き家を無くし、子育て環境及び高齢者が暮らしやすい環境整備を検討します。
- ・身近な道路や公園は、バリアフリー化と併せ、適切な維持管理・長寿命化を図ります。
- ・将来の人口動向を踏まえ、各種公共施設の総量適正化や適正配置の検討を行います。

### ◇ 商業地

- ・中心拠点は、都市基盤整備及び地区計画により本市の核となる商業施設を誘導します。
- ・各種施設と公園・緑地をつなぐ歩道等の整備により、回遊性の向上を図ります。
- ・生活拠点は、商業機能、医療・健康や金融サービス機能等の充実を図るとともに、景観の誘導や小広場の確保・緑化により、うるおいと落ち着きのある空間形成を目指します。
- ・周辺道路網の整備、歩道等のバリアフリー化を進めます。

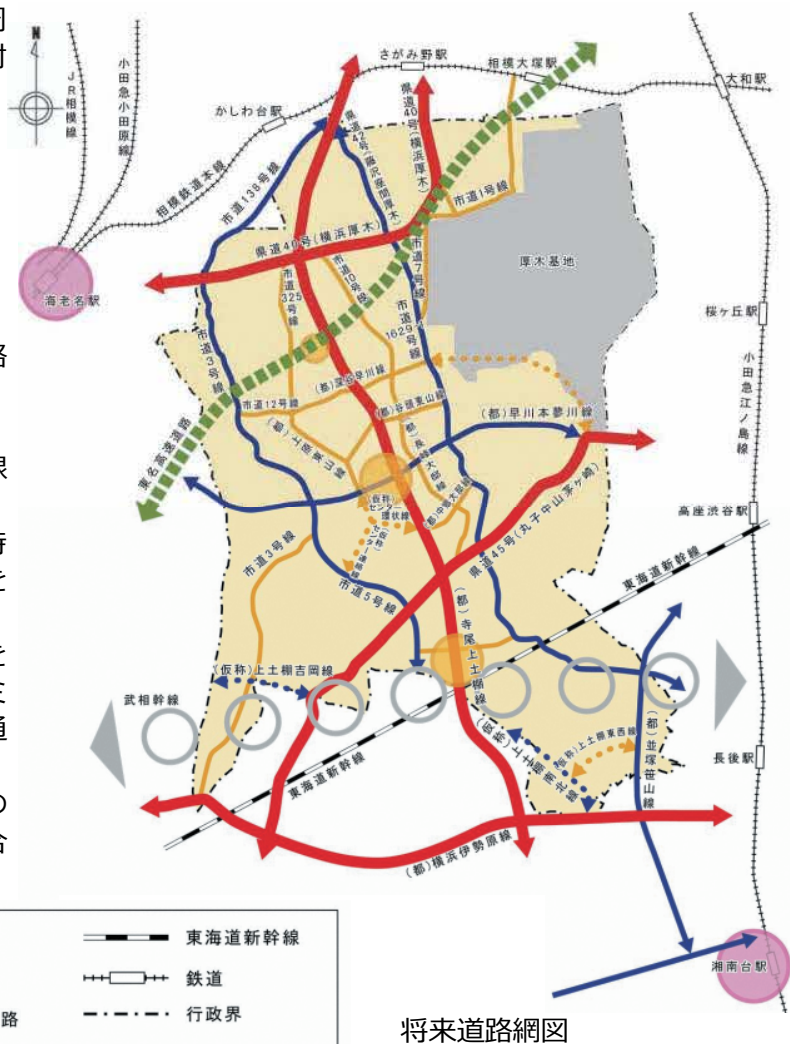
### ◇ 工業地

- ・各拠点の整備に際しては、周辺環境に配慮しつつ良好な操業環境の整備を目指します。
- ・住宅と工場等の混在している地区は、良好な居住環境及び生産環境の形成を図ります。
- ・工場と住宅地が接する地区は、緩衝緑地の整備等を検討し、地区環境の向上を図ります。

## ＜交通施設の整備方針＞

都市の骨格となり、その形成に欠くことのできない都市基盤施設である道路の整備、交通機能の配置は、本市にとって重要な施策の一つです。道路と公共交通の充実により、安全で安心して暮らせる交通環境を整えます。

- ・綾瀬スマートインターチェンジ周辺道路の整備を推進し、通過交通対策の拡充を図ります。
- ・主要幹線道路は、4車線の道路として整備を検討します。
- ・幹線道路は、主要幹線道路を補完する、歩道を備えたゆとりある2車線の道路とします。
- ・地区幹線道路は、幹線道路と地区集散道路を連絡する2車線の道路として整備します。
- ・地区集散道路については、安全で快適な街区づくりに資する2車線の道路として整備します。
- ・利便性や快適性のある回遊性を持った歩行者空間・自転車走行空間を整備します。
- ・「海老名駅⇔市役所⇔湘南台駅」を迅速に結ぶ公共交通の導入やコミュニティバスの運行など、公共交通網の充実を進めます。
- ・駐車に関する制度と施設整備との連携を図り、駐車場の確保を総合的・計画的に進めます。





## <公園・緑地の整備方針>

### ◇ 緑の保全

- ・社寺林、樹林地等を緑地保全地域や緑地保全事業により保全します。
- ・河川周辺や斜面に残された緑地は保全を図ります。
- ・市街化区域内の農地は市街地内の貴重な緑地空間として可能な限り保全と活用を図ります。
- ・市街化調整区域の農地や緑について継続して保全と活用を図ります。

### ◇ 緑の創出

- ・街路樹や植樹帯を設置し緑化を図るとともに、適切に維持管理を行います。
- ・都市公園等の整備をはじめ公共施設等の緑化を進めつつ、敷地内緑化を推進します。
- ・工業地は、工場敷地の緑化を積極的に促進し、緩衝機能を高め、周辺の住環境を保全します。
- ・生け垣等による敷地内緑化を推進するとともに、屋上緑化を促進します。

### ◇ 緑の育成

- ・市内の緑を大切にす市民意識の啓発に努めます。
- ・特に貴重な樹林は必要に応じて、市が保全し育成していくための制度を設け、守り育てます。
- ・市民やNPOが行う自主的な緑化活動を支援します。

### ◇ 公園・緑地整備の推進

- ・都市公園の整備や市街地内緑化を図り、残された緑の保全、創出及び育成を図ります。
- ・公園が不足している地域については、公園の整備充実を検討します。
- ・公園整備にあたっては、身近で利用しやすく魅力ある公園づくりや、緑のネットワーク化と、緑の核となるようなシンボリック公園づくりを推進します。
- ・公園の総量適正化や適正配置を検討するとともに、適切な維持管理や長寿命化を行います。

## <景観形成の方針>

本市は、市の中央部の広大な農地と隣接する新市街地を有し、低地部を流れる河川周辺には、連続した斜面樹林や集落が点在した特徴のある都市形態となっています。綾瀬市景観計画に基づき、本市の特徴である、質の高い自然景観、住宅地景観、歴史文化景観及び工業団地による産業景観が調和しながら、都市の活気と田園の美しさを兼ね備えた景観形成を進めます。

(都) 寺尾上土棚線では、引き続き電線類地中化を促進します。また、綾瀬スマートインターチェンジの開通により、沿道の開発圧力が高まることが想定されるため、景観形成重点地区に指定し、シンボルロードとして連続性のある景観形成に努め、風格ある、また都市的なにぎわいと田園の潤いが調和した、本市の象徴的なまち並みの創出を目指します。

また、目久尻川及び比留川周辺についても、本市の骨格となる景観として景観形成重点地区の指定について検討するほか、屋外広告物の制限方法を検討します。



## ＜環境共生の方針＞

地球温暖化問題に対応するため、本市では市街地の適正配置と道路網整備、バス交通の充実等により、自家用車に頼らず、公共交通と徒歩によって都市活動が展開できる集約型都市構造への転換を目指します。

また、自然環境の保全・創出、二酸化炭素の排出量の削減を図り、「環境と共生する都市づくり」を推進します。

### ◇ 自然との共生

- ・湧水・斜面樹林の保全、河川の水質改善により、多様な生物が生息できる空間の創出に努めます。市民が自然と身近に触れ合える、自然と共生した都市づくりを図ります。

### ◇ 環境への負荷の低減への取組み

- ・省エネ・畜エネの推進、再生可能エネルギーの普及、緑地の保全・創出、ごみの排出抑制や資源の再使用・リサイクルに努める取組みを求め、環境負荷の低い都市の実現を目指します。

### ◇ 環境にやさしい交通整備

- ・歩いて暮らせるまちづくりの推進により、自家用車への依存を低減することで、排気ガスを抑制する環境にやさしい交通基盤・交通手段の整備を推進します。
- ・道路整備に際しては、低騒音舗装、街路樹・植樹柵を設置し、適切な維持管理を行います。

### ◇ 環境共生の推進

- ・環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画と連携し、廃棄物の増加を抑制します。

## ＜都市防災の方針＞

高齢者・障がい者等の区別なく、だれもが安心して居住することができる災害に強い都市づくりを目指して、地域主体の防災まちづくりを推進します。

### ◇ 浸水対策

- ・市内の4河川は、引き続き安全の確保に向けた河川改修を推進します。
- ・緑地等の保全、雨水浸透施設の設置、透水性舗装整備等を進め、流域としての雨水流出を抑制するとともに、河川への負担を軽減するための雨水調整池の整備により洪水を抑制します。
- ・厚木基地内における雨水調整池の整備、早期完成についての要望を継続します。

### ◇ 震災対策

- ・不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進し、被害の低減に努めます。
- ・緊急輸送道路の電線類地中化や、避難路沿道建築物の耐震化を促進します。
- ・狭あい道路の改善や、緊急輸送道路等の沿道緑化と一般住宅の耐震化支援を検討し、延焼しにくいまちづくりを推進します。
- ・終末処理場、中継ポンプ場及び管路等の下水道施設の耐震化を進めます。

### ◇ 火災対策

- ・都市の不燃化や延焼の拡大防止を図るため準防火地域の指定をしています。
- ・建築物の耐火性を強化するため、必要に応じて建築物の不燃化に向けた対策を検討します。
- ・密集した住宅地は、建築物の不燃化・共同化により都市環境の整備を進めるほか、感震ブレーカーの設置推進や空き家対策を適切に実施し、火災発生の要因を低減します。



熊本地震



狭あい道路



◇ **避難対策**

- ・狭い道路の拡幅や、広域避難所までの避難路のネットワーク化を図るとともに、避難路沿道建築物の耐震化と不燃化等を促進します。
- ・広域避難場所は、市民等に対する場所の周知と、災害対応の施設整備を行います。

◇ **防災まちづくりの推進**

- ・都市防災上の課題の解決に向けて市民と行政がそれぞれの役割（自助・共助・公助）を認識し、協働して進めることが重要です。課題への対応に当たっては、市民の意見を十分に把握した上で、それぞれの地域の状況に適した形の防災まちづくりを推進します。

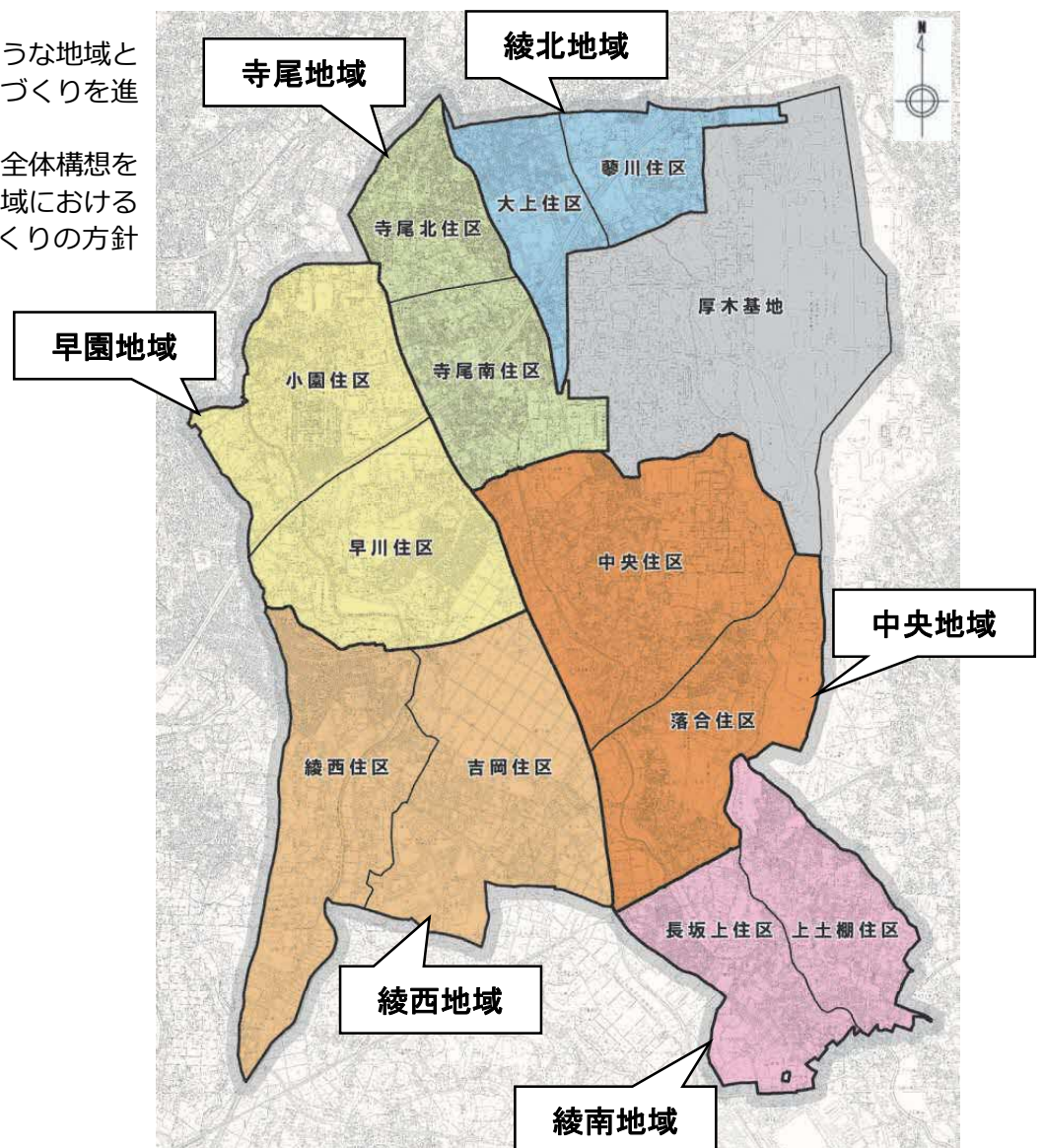
◇ **復興事前準備**

- ・市職員の対応力の強化や意識向上を図るほか、各種防災対策事業の確実な実施により、安全性の向上を図ります。
- ・災害時の倒壊・延焼等の被害が懸念される区域や地域防災力の向上が特に必要な地域については、道路整備や建築物の耐震化・難燃化等の安全性向上に向けた取り組みや、ソフト的な防災まちづくりの取り組みの強化を検討します。
- ・大規模災害によって市街地が壊滅するような事態を想定し、復興まちづくりによって目指す都市の将来像や、形成していく都市構造を検討します。

**【地域別構想】**

本市では、次のような地域と住区を設定し、まちづくりを進めていきます。

地域別構想では、全体構想を基本としつつ、各地域におけるより詳細なまちづくりの方針を示します。

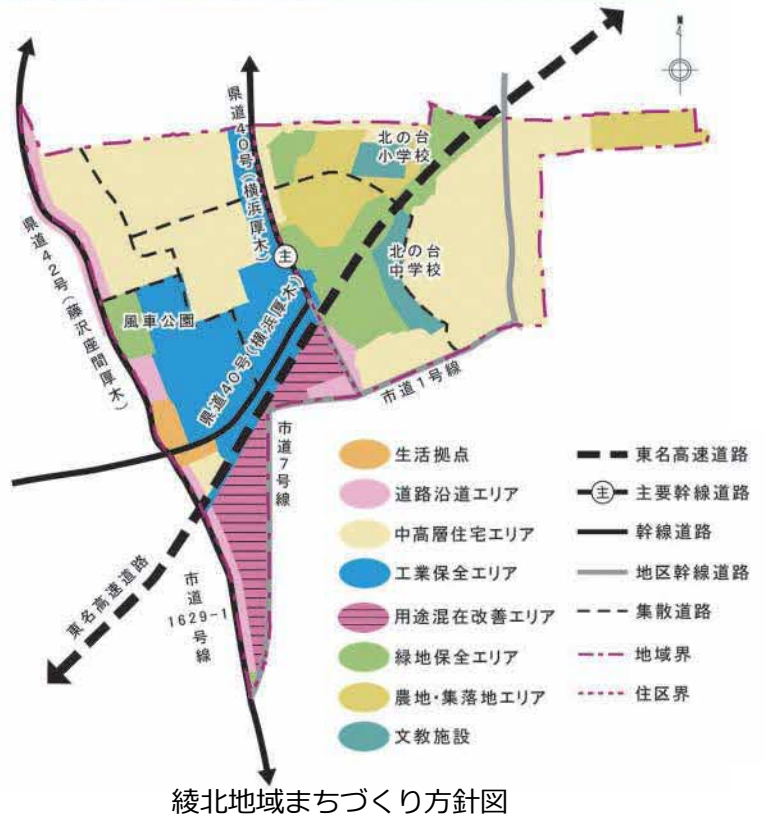


地域・住区位置図

## <綾北地域>

地域内の緑が保全・活用され、良好な生活環境と生産環境を備え住民が快適に暮らし、東名高速道路を越えて一体感のある地域を形成します。

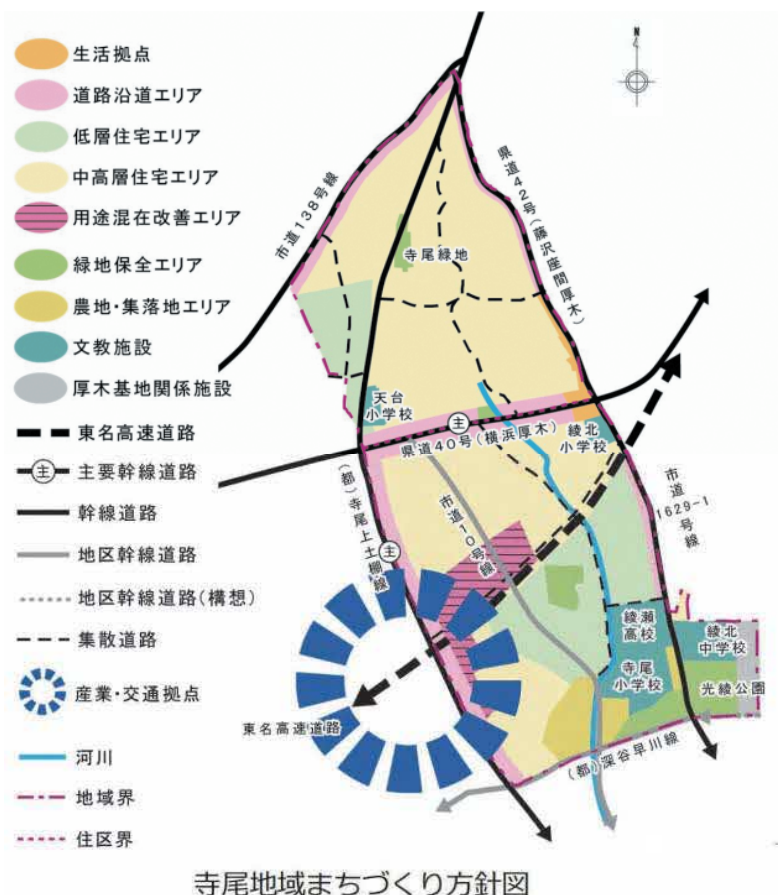
- 生活拠点は、生活関連サービス・小売業等の集積等を図り、地域住民の生活利便性の維持・向上を図ります。
- 道路沿道エリアは、後背地が住宅地である場合には、住環境と調和した沿道サービス施設等の立地誘導を図ります。
- 中高層住宅エリアの蓼川1丁目は、地区計画制度に基づく土地利用誘導を行い、良好な住環境を保全します。その他の住宅地は、良好な住環境の形成を図ります。
- 工業保全エリアは、敷地内緑化を促進し、周辺住宅地との共存に配慮しながら、生産環境の保全を図ります。
- 用途混在改善エリアは、良好な居住環境及び生産環境の形成を図ります。
- 緑地保全エリアは、地域内の貴重な緑を保全しつつ、公園用地としての活用を検討します。
- 農地・集落地エリアの農地については、保全を基本としつつ、周辺の住宅地と調和した環境の形成を図ります。



## <寺尾地域>

既存住宅地の良好な住環境と生活拠点及び主要道路沿道のにぎわいを併せ持ち、寺尾緑地等の緑に彩られた暮らしやすい地域を形成します。

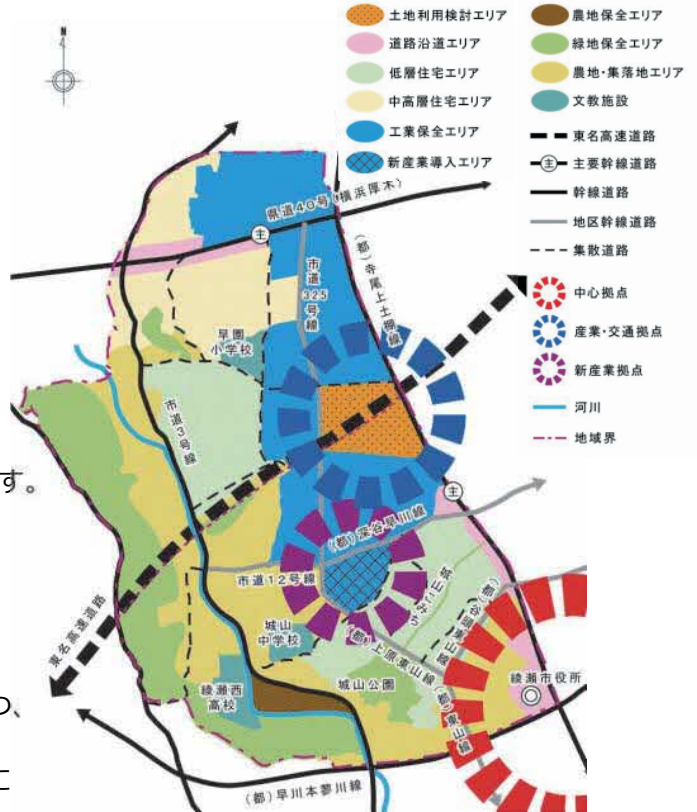
- 生活拠点は、生活関連サービス・小売業等の集積等を図り、地域住民の生活利便性の維持・向上を図ります。
- 道路沿道エリアは、沿道サービス施設等の立地誘導を図ります。綾瀬スマートインターチェンジ周辺については、市の玄関口としてふさわしい土地利用を誘導します。
- 低層住宅エリアは、良好な住環境を保全します。
- 中高層住宅エリアは、良好な住環境の形成を図ります。(都)寺尾上土棚線の未整備区間の整備の際は、周辺住環境に配慮した土地利用誘導を図ります。
- 用途混在改善エリアは、居住環境及び生産環境の形成を図ります。
- 緑地保全エリアは、地域内の緑地を保全しつつ、土地利用を適切に誘導する制度等を検討し、環境上好ましくない土地利用を抑制します。
- 農地・集落地エリアは、農地や緑地を積極的に保全しつつ、土地利用を適切に誘導する制度等を検討し、環境上好ましくない土地利用を抑制します。





**既存の良好な住環境と生産環境を維持しつつ、綾瀬スマートインターチェンジによる広域アクセス性を活かした、ものづくりの拠点形成と併せて、目久尻川及び周辺の田園・自然環境に彩られた本市の新しい玄関口となる地域を形成します。**

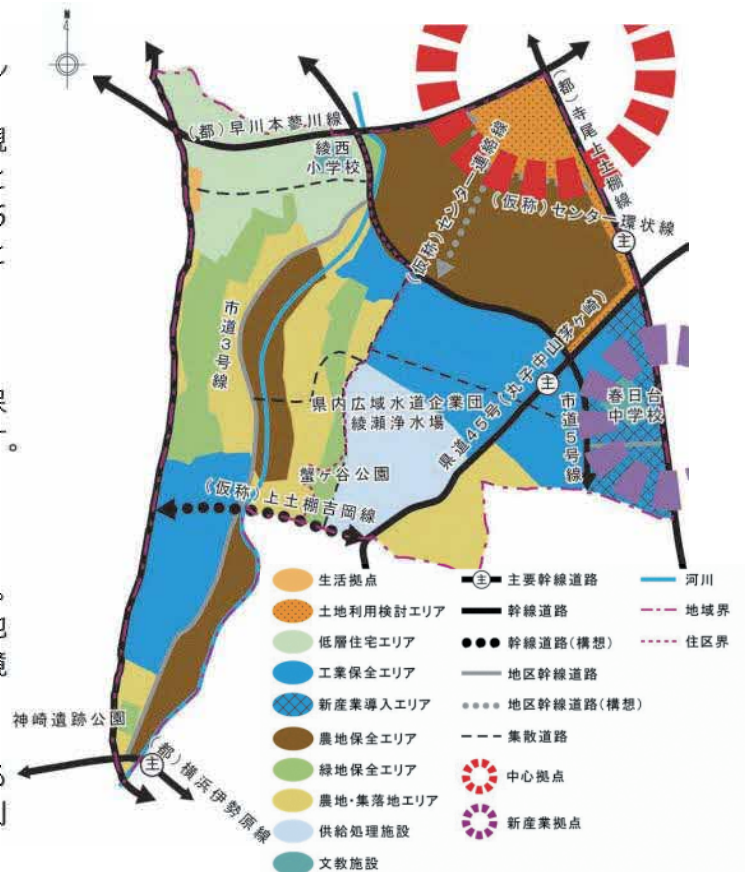
- ・土地利用検討エリアは、人や企業が訪れる本市の新たな玄関口にふさわしい土地利用・建物利用を検討します。
- ・南東部の市役所とその周辺の農地は、農地の多面的機能を保全・活用しつつ、魅力ある市民生活の拠点としての機能強化を図ります。
- ・(都)寺尾上土棚線等の沿道は、沿道サービス施設等の立地誘導を図ります。
- ・小園団地・早川城山住宅地は、良好な住環境を保全します。
- ・中高層住宅エリアは、良好な住環境の形成を図ります。
- ・工業保全エリアは、生産環境の保全を図ります。
- ・新産業導入エリアは、周辺の住環境に配慮しつつ、良好な操業環境を形成するため、地区計画制度を活用した計画的な土地利用誘導を図ります。
- ・農地保全エリアは、農地を保全します。
- ・緑地保全エリアは、緑地を積極的に保全しつつ、好ましくない土地利用を抑制します。
- ・農地・集落地エリアは、農地や緑地を積極的に保全し、好ましくない土地利用を抑制します。



早園地域まちづくり方針図

**綾西団地で形成されている良好な低層住宅地と、既存工業地による工業、東部の優良農地や目久尻川周辺の緑が、それぞれの機能の維持・向上を図りつつ、中心拠点と新産業拠点の形成による更なるにぎわいと活力を持った地域を形成します。**

- ・バザール商店街は、地域住民の生活利便の維持・向上を図り、コミュニティの拠点としての機能の充実を促進します。
- ・土地利用検討エリアは、農地環境・農地景観を保全し、市民や来訪者の憩い・交流の場としての土地利用を検討します。また、県道45号沿道は、市民や来訪者の憩い・交流の場としての土地利用を検討します。
- ・綾西団地は、良好な住環境を保全します。
- ・工業保全エリアは、生産環境の保全を図ります。また、吉岡西部地区は、生産環境を保全するとともに、土地利用の維持を図ります。
- ・新産業導入エリアは、新産業拠点の形成に向けた検討を行います。
- ・農地保全エリアは、保全する農地と都市化する農地に区分し、農地の保全を図ります。
- ・緑地保全エリアは、緑地を保全しつつ、土地利用を適切に誘導する制度等を検討し、環境上好ましくない土地利用を抑制します。
- ・農地・集落地エリアは、農地や緑地を積極的に保全しつつ、土地利用を適切に誘導する制度等を検討し、環境上好ましくない土地利用を抑制します。



綾西地域まちづくり方針図

## <中央地域>

土地区画整理事業によって整備された商業地のにぎわいと、工業団地及び新産業拠点による活力を備えつつ、周辺の住環境と共存する地域を形成します。

- 道路沿道エリアは、中心核にふさわしいにぎわいと交流を生み出す商業・業務系土地利用を誘導します。また、(都)寺尾上土棚線等の沿道は、沿道サービス施設等の立地誘導を図ります。
- 低層住宅エリアは、良好な住環境を保全します。
- 鶴が台住宅地では建築協定、深谷中央地区では地区計画により、良好な住環境を保全します。その他の中高層住宅地は、良好な住環境の形成を図ります。
- 工業保全エリアは、生産環境の維持・向上を図ります。
- 新産業導入エリアは、新産業拠点の形成に向けた検討を行います。
- 農地保全エリアは、農地を保全します。
- 緑地保全エリアは、緑地を保全しつつ、好ましくない土地利用を抑制します。
- 農地・集落地エリアは、農地や緑地を保全しつつ、好ましくない土地利用を抑制します。

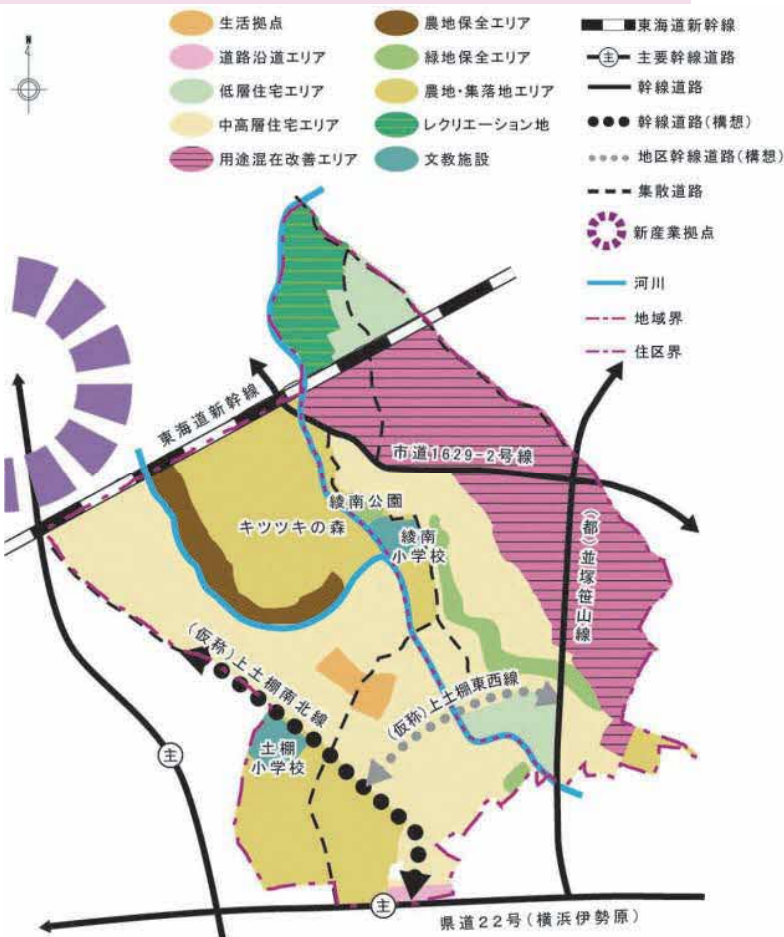


中央地域まちづくり方針図

## <綾南地域>

住工が近接しながらも相互にとって良好な環境形成を図ることで共存し、更なる環境改善につなげていくとともに、市街地内を流れる比留川及び蓼川と周辺の緑によるうるおいある地域を形成します。

- 生活拠点は、生活関連サービス・小売業等の集積等を図り、地域住民の生活利便性の維持・向上を図ります。
- 道路沿道エリアは、沿道サービス施設等の立地誘導を図ります。
- 低層住宅エリアは、良好な住環境を保全します。
- 上土棚中村地区では、地区計画により引き続き良好な住環境を保全します。その他の中高層住宅地では、良好な住環境の形成を図ります。
- 用途混在改善エリアは、良好な居住環境及び生産環境の形成を図ります。
- 農地保全エリアは、農地を保全しつつ、好ましくない土地利用を抑制します。
- 緑地保全エリアは、緑地を保全しつつ、好ましくない土地利用を抑制します。
- 農地・集落地エリアは、農地や緑地を保全しつつ、好ましくない土地利用を抑制します。



綾南地域まちづくり方針図



## 【計画の実現に向けて】

### ＜協働のまちづくりの推進＞

本計画が目指すまちづくりを実現していくためには、市民、事業者、市の三者がまちの将来像をともに共有し、将来像の実現に努めるとともに、相互に協働していくことが重要です。

#### ◇ 市民の役割

- ・まちづくりの主体としての認識をもち、本市の課題や将来像を共有し、互いに助け合ってより良いまちづくりにつながる活動を積極的に実践していくことが期待されます。

#### ◇ 事業者の役割

- ・地域社会の構成員として、市民と同様にまちづくりの重要な役割を担います。
- ・地域に貢献するような活動を行いつつ、市のまちづくりの計画を十分に理解するよう努め、市及び市民との協力関係を築きながら、より良いまちづくりを実践することが期待されます。

#### ◇ 市の役割

- ・まちづくりを牽引する総合的な役割を担います。
- ・市として総合的にまちづくりを調整する横断的な庁内体制と仕組みの整備をめざし、協働まちづくりの推進と、市民によるまちづくり活動の支援を行います。

また、市は次の施策を推進します。

#### ○まちづくりに関わる情報の提供

広報紙やホームページ等による情報提供を実現し、各種イベントの開催によりまちづくり意識の高揚に努めます。

#### ○まちづくり活動への支援

市民のまちづくり活動に対し、専門家の派遣や交流機会の提供などの支援を推進します。

#### ○まちづくりを推進する人材の育成

協働まちづくりの推進役となる人材育成のための制度を検討します。

### ＜都市マスタープランの進行管理と関係機関との連携＞

#### ◇ プランの進行管理

- ・本計画に位置付けた施策や事業の進捗状況、都市の変化を定期的に検証するとともに、市の基本構想の改定や社会情勢の変化（厚木基地の返還等）及び技術革新等によってまちづくりの方向性に大きな変化が生じた時には、部分的な見直しを含め計画の見直しを行います。

#### ◇ 都市マスタープランの評価指標

- ・本計画による都市づくりの進捗は、都市計画基礎調査等の定期調査結果を活用し、本市が目指す「新たな拠点の形成」と「既成市街地における住環境の維持・向上」による集約型都市構造の形成状況の確認を念頭に評価を実施します。

#### ◇ 関係機関との連携

- ・広域的な対応が必要な公共事業の推進や土地利用の誘導規制は、国や県、周辺市町及び関係機関との調整と連携を図ります。
- ・現法制度の中で、市が独自のまちづくりを進めることが困難な場合は、国や県に対して新たな法整備や制度の創設を要望します。

#### ◇ 施策・事業の効率的、効果的な実施

- ・それぞれの施策や事業の相互連携を十分に図り、効率的・効果的に実施されるよう、総合的な観点から推進します。

---

# あやせ都市マスタープラン 概要版

令和3年3月改定

編集・発行：綾瀬市都市部都市計画課  
〒252-1192  
神奈川県綾瀬市早川 550 番地  
電話 0467-77-1111(代表)  
ホームページ  
<http://www.city.ayase.kanagawa.jp/>

---